○内閣官房令第三号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第一条関係）			**別表**（第一条関係）		
所在地	官署		所在地	官署	
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
富山県	富山市小見中段割二五五の一四	富山森林管理署常願寺川治山事業所	富山県	富山市小見中段割二五五の一四	富山森林管理署常願寺川治山事業所
	黒部市宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷四の九	北陸地方整備局黒部河川事務所		黒部市宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷四の九	北陸地方整備局黒部河川事務所
	中新川郡立山町芦峅寺字横江割一四の三	富山森林管理署立山森林事務所		黒部市宇奈月温泉六二六の七	北陸地方整備局黒部河川事務所宇奈月砂防出張所
	中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂六一	北陸地方整備局立山砂防事務所		中新川郡立山町芦峅寺字横江割一四の三	富山森林管理署立山森林事務所
	中新川郡立山町芦峅寺字松尾三	北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所		中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂六一	北陸地方整備局立山砂防事務所
				中新川郡立山町芦峅寺字松尾三	北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和五年四月一日から施行する。

○内閣官房令第四号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項、附則第十二項、第十四項及び第十六項並びに国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）附則第三項（同令附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成二十五年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（内閣総理大臣に対する送付及び報告）	（内閣総理大臣に対する送付及び報告）
第四条　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした	**第四条**　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした